

平成28年度第1回長瀬町総合教育会議議事録

期 日	平成28年10月25日（火曜日）午後1時から午後2時
場 所	長瀬町役場3階大会議室A
出席者	大澤町長、野口教育長、西山教育委員、野口教育委員、浅見教育委員 齊藤教育委員、総務課長、総務課主幹、総務課主査、 教育委員会次長、教育委員会専門員
発信者	内 容
総務課長	<p style="text-align: center;"><b>開 会</b></p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本 日、司会を務めさせていただきます、総務課長の野原と申します。どうぞ よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速、会議に入らせていただきたいと思います、事前に皆様 に幾つかご了解をいただきたいことがございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、この総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の4第6項の規定により、個人の秘密を保つため必要があるとき、 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があ ると認めるときを除き、公開することとしておりますことから、本会議も 原則公開とさせていただきます。</p> <p>また、本日の会議の記録のため、テープへの録音につきましてご了解を お願いしたいと存じます。</p> <p>次に、会議録でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法 律第1条の4第7項の規定により、総合教育会議の終了後、遅滞なく総合 教育会議に定めるところにより、その会議録を作成し、これを公表するよ うに努めなければならないとされております。本町としましても、複数の 委員による同時双方向的議論で整理しないとわかりにくい発言、同一委員に よる繰り返しの発言等を調整するとともに、資料に基づく事務局からの 説明を省略したほぼ全文方式で発言者の氏名を含めて会議録を作成したい と思っておりますので、ご了解をお願いしたいと存じます。</p> <p>次に、会議録に署名する構成員については、町長及び町長が指名する1 名の構成員が署名するものとしたいと存じますので、この場で町長から1 名の指名をお願いしたいと思います。</p>

発信者	内 容
町長	<p>それでは、西山委員さんをお願いしたいと思います。</p>
総務課長	<p>これより、平成28年度第1回長瀬町総合教育会議を開催いたします。 それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>町長あいさつ</b></p> <p>開会にあたりまして、大澤町長よりご挨拶をお願いします。</p>
町長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日、平成28年度第1回長瀬町総合教育会議を招集しましたところ、委員の皆様方にはお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本町の教育行政の推進につきまして、ご尽力を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。このたび「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されたことにより、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るものとされました。</p> <p>この連携強化を図るための一つの方策として、町長と教育委員会で構成される「総合教育会議」を設置し、教育大綱の策定のほか、教育に関する重点的施策についての協議等を行うものとされています。</p> <p>これまでも教育委員さんとは連携し、子ども達の健全な教育行政をしっかりと進めてきたところですが、法的な位置づけは今まではありませんでした。今回、法の一部改正により位置づけられたこの会議の設置趣旨を活かすためにも、委員の皆様と、学校の危機管理体制や環境整備等について協議し、協議の結果、どのように判断がなされたのかを会議録に残していくことは、非常に大事なことであります。また、この新しい枠組みのもと、これまで以上に町長部局と教育委員会が連携、協力することで、本町の教育行政のさらなる充実発展が図れることと確信しておりますので、本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上で、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>

発信者	内 容
総務課長	<p>ありがとうございました。それでは、続きまして野口教育長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。</p>
教育長	<p><b>教育長あいさつ</b></p> <p>改めまして、皆さんこんにちは。</p> <p>それでは、教育委員会を代表しまして、一言ご挨拶をさせていただきます。昨年、4月1日施行の法改正によりまして、長瀬町は本年4月1日より新教育委員制度がスタートし、私はその4月1日に教育長に就任をいたしました。教育行政の責任者として、その責をしっかりと果たして参りたいと思ひ半年が過ぎたところでございます。本日、この第1回の総合教育会議の開催となり、改めまして身の引き締まる思いを感じているところでございます。只今、大澤町長からのご挨拶の中にもございましたが、本会議は町長部局と教育委員会が十分な意見の疎通をはかって、これまで以上に緊密な連携のもとに教育行政のさらなる推進を図っていくものと思っております。今回の制度改正に伴い、この連携の場が法的に整備されたということですので、総合教育会議がより、意義のある会議にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。それでは、本日が第1回の開催でありますので、教育委員の皆様より自己紹介をお願いします。</p> <p><b>各委員より自己紹介</b></p> <p>西山教育委員→野口教育委員→浅見教育委員→齊藤教育委員</p>
総務課長	<p>続きまして、事務局職員の紹介をいたします。</p> <p><b>事務局職員の紹介</b></p> <p>総務課長→総務課主幹→総務課主査→教育委員会次長→教育委員会専門員</p>
総務課長	<p>それでは、会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p><b>資料確認</b></p> <p>不足等はありませんでしょうか？</p>

発信者	内 容
総務課長	<p>それでは、次第4 議題に入らせていただきます。</p> <p>長瀬町総合教育会議設置要綱第4条第1項に基づきまして、大澤町長に議長をお願いします。なお、議長として会議を進行していただきますが、あわせて協議・調整にも加わっていただきたいと思います。</p>
町長	<p>それでは、しばらくの間、私が議長として協議・調整を進めさせていただきます。よろしく願いをいたします。</p> <p>「議題（1）総合教育会議の運営について」、事務局より説明をお願いします。</p>
総務課 主幹	<p><b>文部科学省資料、長瀬町総合教育会議設置要綱について説明</b></p> <p>それでは、議題（1）「総合教育会議の運営について」、説明をさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、説明につきましては、着座にてご説明させていただきますと思います。よろしく願いいたします。運営についての説明をさせていただきます前に、総合教育会議とは、どういったものなのか、もう一度簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>資料1の裏面をご覧ください。</p> <p>こちらの右側のポイント③を見てください。</p> <p>先ほど町長からのあいさつでも話がありましたとおり、今までも教育委員さんとは連携をしつつ、教育行政を進めてきたところではございますが、法的には別々の執行機関とされており、教育に関する予算の編成権は町長が持っているが、別の執行機関である教育委員会に意見等を言ったり、話し合ったりができる体制とはなっておりませんでした。</p> <p>これを町長と教育委員さんが一同に会し、それぞれの立場で協議・調整を行っていかうというのが、この会議の趣旨でございます。町では、この趣旨に基づき、総合教育会議の設置及び運営に関する要綱を制定いたしましたので、この要綱に沿って、運営について説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。</p> <p>こちらが、長瀬町総合教育会議の運営方法等を定めた設置要綱になります。1条ずつ条文の内容を説明させていただきます。</p>

発信者	内 容
総務課 主幹	<p>まず第1条は、この会議は改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に基づいたものであるという設置趣旨の説明をしているものでございます。</p> <p>資料3もご覧ください。こちらにこの改正後の法律の条文を抜粋したものがありますので、後で参考に見ていただければと思います。</p> <p>資料2にお戻りください。</p> <p>次に、第2条は、総合教育会議における所掌事務について規定しているものとなります</p> <p>総合教育会議は、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを協議し、調整するものではなく、1号として「大綱の策定に関する協議について」、2号として「教育の条件整理など重点的に講ずべき施策について」、3号として「児童等の生命等に危険が生じる恐れ等がある場合の緊急措置に関することについて」協議を行うこと、また構成員の事務の調整を行うものとされており</p> <p>次に第3条は、町長及び教育委員会が構成員となるというものでございます。</p> <p>次に第4条第1項では、会議は町長が招集し、町長が議長になるというものでございます。</p> <p>同じく第2項では、教育委員会からも協議をする必要があると判断したときは、会議の招集が求められることができるとされているものでございます。</p> <p>次に第5条ですが、必要に応じて関係者又は学識経験者から、協議すべき事項について意見を聞くことができるとされているものでございます。</p> <p>次に第6条ですが、個人の秘密を保つため、会議の公正が害されるおそれがあるとき、その他公益上必要があると認めるときをのぞき、会議は原則公開であるというものでございます。</p> <p>次に第7条ですが、会議終了後、遅滞なく議事録を作成いたしまして、公表するものとされているものでございます。</p> <p>なお、この議事録は、町のホームページで公表する予定であります。</p> <p>次の第8条ですが、会議の庶務は総務課が行うものとされているものでございます。</p>

発信者	内 容
総務課 主幹	<p>最後に第9条ですが、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、この会議において別に定めることができるとされているものでございます。</p> <p>総合教育会議の運営について、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
町長	<p>ただいま、事務局から総合教育会議の説明がございましたが、これにつきましてご質問、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>では、ご異議なしということでよろしいでしょうか。</p>
教育委員	【異議なし】
町長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして「議題（2）大綱の策定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
教育次長	<p>それでは、（2）大綱の策定について、ご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。</p> <p>まず、総合教育会議において、教育大綱を策定するということになっております。</p> <p>それでは、お手元の資料4、「長瀬町教育大綱の策定について」をご覧くださいと存じます。</p> <p>初めに、1. 根拠法令についてでございます。平成27年4月1日に改正されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定におきまして、地方公共団体の長は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、いわゆる国の教育振興計画を参酌（参考）に、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと、義務付けられたものでございます。なお、いつまでに作りなさいという期限は示されていません。</p>

発信者	内容
教育次長	<p>次に、2の大綱策定の考え方についてでございます。まず、(1)大綱の定義の①ですが、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるとされておりまして、事細かな、いわゆる詳細な施策について策定することは求めているところでございます。地方公共団体としての教育施策に関する方向性を示すものをご理解いただきたいと存じます。</p> <p>次に、②でございます。これは、大綱を策定するに当たっては、教育基本法17条第1項に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本方針を参考に定めるものでございまして、教育の課題がさまざまであることを踏まえ、地域の実情に応じて策定するというものでございます。</p> <p>次に、(2)大綱の位置づけについてですが、①は、教育基本法17条第2項に規定する教育振興基本計画や総合計画において、教育行政における基本方針が示されている場合には、町長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることが承認された場合には、教育大綱を別途策定する必要はないとされております。②は、①で説明しました教育振興基本計画は策定されていませんが、町では総合振興計画(資料5「第4次総合振興計画後期基本計画施策の体系の抜粋」)が策定されています。また、毎年度、教育委員会で承認をいただいて教育行政重点施策(資料6)を策定しているところです。このようなことから、総合振興計画において、教育行政の基本理念、基本目標及び基本方針が示されています。しかし、資料5の第4次総合振興計画は、今年度で計画期間満了となりますので、現在、担当課の企画財政課を中心として、第5次総合振興計画の策定を進めているところでございます。策定にあたり、教育関係から西山教育委員、里見体育協会長の2名が長瀬町総合振興計画審議会委員として委嘱され、先週の21日に審議会が開催されています。なお、審議会委員は15名で構成されています。</p>

発信者	内 容
教育次長	<p>③につきましては、策定中の総合振興計画の素案が今後、示されますので、教育委員会としてもその内容について、教育行政重点施策を踏まえ、教育委員さんに意見をいただき、大綱として調整して行きたいと考えております。また、ホームページ等で町民に公開し、意見をいただく「パブリックコメント」を実施します。そこで寄せられた意見も活かし。来年3月に第5次長瀬町総合振興計画が策定されますので、町の最上位計画である当該計画における教育に関する施策として、基本理念、目標及び方針について、大綱に該当するものとし、総合振興計画をもって長瀬町教育大綱として位置づけることにご承認をいただければと思います。</p> <p>次に、(3)の、計画期間ですが、国の想定ですと4～5年で見直しを行うとなっています。第5次長瀬町総合振興計画の計画期間が10年間となり、その計画の中期計画としての「基本計画」が5年ごと、前期、後期で見直されることから、長瀬町教育大綱も5年とするものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
町長	<p>ただいま、大綱の策定についての説明がございましたが、これにつきましてご質問、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>それでは、お諮りをしたいと存じます。長瀬町総合振興計画をもって大綱を策定していくということによろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>【異議なし】</p>
町長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして「議題(3)その他」ですが、何かございますでしょうか。</p>
教育長	<p>では、私から町内の小中学校の現況等を、簡単にお話させていただきと 思います。</p> <p>【教育長より説明】</p>



発信者	内容
教育長	<p>平成28年度長瀬町教育行政重点施策に基づきまして学校教育、社会教育等教育委員会で昨年度ご承認頂きながら教育活動を進めている訳ですが、これもこれについてご説明させていただきます。</p> <p>おかげさまで町内の各学校につきましては、本当に順調に教育計画が進んでおります。これにつきましては各校の校長先生をはじめ、先生方が熱心に子どもたちの教育にあたってくださっているのではないかと感謝を申し上げたいと思います。また教育委員会でもお話ししましたように、現在まで児童生徒につきまして大きな事故もなくそして病気もなく元気に登校しております。また、この登校につきましてはいろいろなところで不登校の問題が最近ではありますけれど、町内の小中学校何人か不登校傾向はいるんですけども学校では担任の先生だけではなくいろいろな先生方が声をかけたり様子を見たりして全員の教職員がその子どもの教育にあたっており、不登校ゼロをめざして一生懸命取り組んでいる最中でございます。</p> <p>保護者につきましてもPTAの会長さんをはじめ協力的で支援をしてくださり、いろいろな行事についても本当に積極的に参加してもらってありがたいと感じております。最後に心配されますいじめについてですが、各校とも生徒指導委員会、教育相談委員会、このような組織を通じていじめのアンケートを小中につきましてほとんど毎月のようにアンケートをとっておりまして、そのアンケートの中でいじめられているとか、いたずらされているとかというような記入があれば即座にその場で対応をしているという現状です。最近ではいじめの件数が多くなっていますが、こういう時勢ですから、担任学校等もちよとしたことの子どものからの訴えは今までは「このくらいは」といって件数に上げていなかったのですが、最近はこのいった小さなささいなことでも件数に上げるということはいじめの件数が増えております。昨年よりも3割から4割どこの学校でも多くなっている現状でございますが、おかげさまでいまのところ大きな事はおきておりません。ただこれはいつおこるかわかりませんので、先生方も研修したり子どもたちの対応に気を配っているところでございます。</p>

発信者	内 容
教育長	<p>それから学力については全国調査、県の調査については今結果が出ておりますので、3校とも来年度に向けてどのような課題があるか一生懸命検討しながら進めております。町内の結果についてはこの後、校長会議等で検討して、まもなく公開できると思いますのでよろしくお願いします。以上、学校、それから社会教育についても大きな事故がなくいけたら有り難いと思います。これからも一生懸命頑張っていきたいと思いますので、教育委員の皆様にもよろしくお願いしますと思います。</p> <p>そして今課題とするのは11月22日に第一小学校で人権教育の研究発表会でこれは文部省の委嘱となりますので大きな研究会なのですがなかなか先生方も授業に手がかかって放課後の時間がどこでもとれないんですね、それで研究授業などをまとめるのにどうしても夜遅くまでかかってしまう。議会でも質問があるのですが、早く帰れというのですがなかなか帰れないんですね、校長も先生の健康を配慮して早く帰るようにと指導はしてるのですが。委員さん方にも第一小学校だいたい遅くまで電気がついてるよと言う事があるかと思うのですがその辺は11月22日の人権発表に向けて頑張っていると言うことで理解していただければ有り難いと思います。今週の土曜日には中学校合唱コンクールが午後ありますので時間等ありましたらぜひお越し頂けたらと思います。以上です。</p>
町長	<p>ただ今教育長から現在の長瀬町の教育行政につきましてのご報告がありましたこれにつきまして皆様の方からご意見ご質問がありましたらいただきたいとおもいます。</p>
野口教育委員	<p>ひとついいですか。 いじめの件数が3から4割増えてるとするのは一般的、全国的な傾向なのでしょうか。</p>
教育長	<p>そうですね。</p>
野口教育委員	<p>長瀬はゼロということでもいいんでしょうか？</p>
教育長	<p>はいそうです。</p>

発信者	内 容
野口教育 委員	一般的には、全国的にはそんなに増えてる。その原因は。
教育長	その原因というのは先ほども話したとおり今まではいじめというとなかなか隠すというような感じでしたよね。今はもう隠すという事でなく子どもたちの訴え、自分に負担になるような事はいじめという判断がでていきますのでそのいじめの考え方です。
野口教育 委員	定理？調査とかね。
教育長	そういうことで件数が増えてるんですね。大きな問題でなく、ささいなことということも件数にあげているということで調査自体増えている、長瀬だけじゃなくて傾向的に埼玉県でもそうですね。
野口教育 委員	はい。ありがとうございました。
町長	夜遅くまで学校に電気がついてるといふ議会の方でもいふ議員さんがいるんですけども昔と違って今は仕事を家庭に持ち帰ってはいけないという状況の中でなかなか一生懸命熱心な先生方ほど仕事量も増えているんじゃないかなという思いが致しております。その中で理解していただけないという非常に残念な思いがでてくる訳でございますが、特に今11月22日の研究発表に向けて大変な思いをされているということ、皆様方の方から何かそういったお話がありましたときにはお伝えいただけたらと思っております。 そのほか何かございますか。

発信者	内 容
野口教育 委員	<p>今のお話なんですけども。各小中学校3校とも、秩父郡市もそうなんでしょうけど研究委嘱といった事が頻繁に行われていて、それがまた今言った大変夜遅くまで仕事になる。私なんか多いなとすごく思うんですけどそれによって何か一般的な授業に差し支えないのか、自分たちの子どもの教育よりもどうしてもそちらに時間を割かなければということもあるのかなと言う気がちょっとしているんですけども。あまり研究委嘱というのを校長さんなんかは積極的にとりたいというのがあるかもしれないんですけど、ちょっと多いなと感じてるんですけどその辺のところはどうなんでしょう。</p>
教育長	<p>各研究部会とかありますのでその辺で多いと言うことはあるかもしれませんがね。</p> <p>ただこれやり方次第だと思うんですよね。各校校長さんも研究委嘱を受けると言うことは自分の学校がこの辺がちょっと弱いなというような感じのところを受ける。そうすると必然的に研究委嘱を受けると自分のところで一生懸命研究しますよね。そうすると最終的には子どもたちに返るというただ、私とか野口さんとかが現役のころと違って今いろいろな書類について持ち帰れない持ち出しができなくなっているんですね。これは当然のことなんですけど学校の中でやればいいんですけど仕事の早い遅いというものもあります。次から次に増やしてしまうと言ったこともありますから。新聞なんか見てますと民間でも今は10時に電気を消すなんて事も載ってましたね。ただ先生方も頑張ってますのでそれに免じてフォローしてあげていただければと思いますのでよろしくお願いします。</p>
町長	<p>その他、何かございますでしょうか。</p>

発信者	内 容
総務課 主査	<p>それでは私から、今後のこの会議のスケジュールについて、説明をいたします。</p> <p>先ほど、議題（２）でご承認いただいたとおり、総合振興計画をもって大綱とさせていただくことになりましたので、現在作成中の平成２９年度から３８年度を期間とした第５次総合振興計画ができあがる予定の来年３月頃に、第２回会議を開催する予定です。</p> <p>第２回会議では、第５次総合振興計画をもって大綱とする協議を行っていただくこととなりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>また、来年度以降は、特に緊急にお集まりいただいて協議をすることがない場合には、翌年度の予算編成が始まる前の９月か１０月頃に、年１回開催していく予定で考えております。</p> <p>以上です。よろしくをお願いします。</p>
町長	<p>ただいま、事務局から説明がございました今後のスケジュールにつきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>その他、何かございますでしょうか。</p> <p>それでは、特にないようですのでございますので、本日上程した議題が全て終了しました。これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次回の会議の開催でございますけれども、先ほども説明しましたとおり、大綱の策定について協議をお願いすることになります。来年３月頃に予定をしておりますので、時期が参りましたら、改めて皆様にご案内を差し上げますので、よろしくお願いたします。</p> <p>長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第１回長瀬町総合教育会議を終了させていただきます。</p> <p>大変お疲れさまでした。</p>

平成28年11月16日

町長 大澤 久江

署名委員 西山 忠文